

箕面市キャッシュレス決済ポイント還元業務委託 質問に対する回答

| No | 質問日 | 該当箇所 | 質問 | 回答 |
|----|------------|---------------------------------|---|-------------|
| 1 | 令和4年12月23日 | 仕様書項目『5 - (3) ポイント還元及び付与上限』について | 『ただし、期間中付与上限額は一人あたり5,000円相当とし、また、1決済あたりの付与上限額は1,000円相当とする』との記載がございますが、複数キャッシュレス決済会社を採用とする場合は、『1キャッシュレス決済事業者あたり、期間中付与上限額は一人あたり5,000円相当とし、また、1決済あたりの付与上限額は1,000円相当とする』との認識でよろしいでしょうか？ | お見込みのとおりです。 |